

# 令和5年度 施設・通所・居住系サービス 集団指導資料



令和6年3月

岡山市 保健福祉局 事業者指導課  
障害事業者係

## 主な関係法令

### 【主な関係法令と省略表記一覧】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準について(平成18年障発第1206001号)	解釈通知
岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例(平成24年市条例第81号)	基準条例
岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例(平成24年市条例第82号)	基準条例(施設)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに 要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに 要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意 事項について(平成18年障発第1031001号)	留意事項通知
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A	Q&A

※上記の法令・通知等は、ホームページ等でご確認ください。

○厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

○岡山市事業者指導課ホームページ

[https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_20.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_20.html)

○岡山市事業者指導課障害事業者係ホームページ

[https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html)

☆基準省令その他関係法令を理解し、その知識と技能  
をもって事業所を運営することが必須です。

☆事業者指導課があるKSB会館には  
来客用駐車場がありません!!  
会館敷地内には、駐車しないでください。



# 目 次

《ページ》

1	事業者としての責務	1
2	事業者が遵守すべき基準	3
3-1	勤務体制の確保等	6
3-2	勤務予定表の実績と確認	7
3-3	常勤換算の考え方	8
4-1	サービス管理責任者の変更についての注意点	9
4-2	サービス管理責任者の更新について	10
4-3	サービス管理責任者 経過措置によるみなし配置について	11
4-4	サービス管理責任者等に関する告示の改正について	12
5	個別支援計画の作成（通所・居住系）	18
5	個別支援計画の作成（入所系）	19
6	事業所の廃止・休止に係る届出について	22
7	各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	24
8	実地指導等における主な指導事項及び誤った事例	49
9	就労継続支援A型事業所における最低賃金の減額の特例許可申請について	55
10	人員配置基準等の見直しについて	56
11	事業者指導課ホームページについて（記事ID検索）	57
12	令和3年4月改正 研修 訓練等の回数	58

## （参考資料）

- 事業系ごみの分け方・出し方
- 契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書
- 法定代理受領のお知らせ
- 変更届に係る添付書類確認表
- 令和6年4月以降の介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（予定）
- グループホームにおける食材料費の取扱い等について
- 身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて
- 重度障害者支援加算の拡充【別紙1】
- 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について【別紙2】
- 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について【別紙3】
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

# 1 事業者としての責務

## 1 事業者の指定を受ける意義

- 障害福祉サービス等は、公費（税金）で運用されている制度です（利用者負担分を除く）。事業者の指定を受けるということは、市民からの信託・期待を受けた公的サービスの担い手になることを意味します。また、障害者の日常生活及び社会生活を支える社会的基盤としての役割があることから、適切なコスト感覚を持ち、安定継続的な経営を行えるよう努めていただく必要があります。

## 2 障害福祉サービスの基本理念

- 障害福祉サービスの提供に当たっては、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況を見極めて、援助から共同実践、見守りから自立へと繋げる支援を念頭に実施してください。

## 3 法令遵守

- 事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障害者等のために忠実に職務を遂行しなければなりません。
- 事業所の運営に当たっては、法令遵守（コンプライアンス）の意識を持ち、制度を正しく理解し、適正に事業を運営することが、事業者としての責務となります。
- 法令遵守責任者は、基準違反、事務誤り等を未然に防止し、適正に事業運営ができるよう、実行性ある体制を整備する必要があります。

# 1 事業者としての責務

## 4 虐待防止等

- 障害者虐待を未然に防止するため、虐待防止責任者の選定、虐待防止のための委員会の開催、研修等を通じて従業者の人権意識を高めるとともに従業者の知識や技術、特別な支援を必要とする障害者の支援に関する知識や技術の向上を図るなど、必要な措置を講じることが求められます。また、身体拘束については、事業所全体での適正化に向けた取り組みが求められます。

## 5 障害を理由とする差別の禁止

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付したりすることは禁止されています。また、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。なお、福祉事業者向けガイドラインとして「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成27年11月1日厚生労働大臣決定）が示されているので参考としてください。

# 2 事業者が遵守すべき基準

## ◆ 1 運営に関する基準

- 障害者総合支援法に定められた基準は、適切なサービスを提供するために必要な最低限度の内容を定めたものであることから、運営に当たっては、常にその向上に努めなければなりません。法律、省令等を精読し、複数名体制で正しく基準等を理解して運営を行ってください。

## ◆ 2 報酬の算定に関する基準

- 報酬告示・留意事項通知等に基づき、適切に請求を行ってください。また、報酬告示・留意事項通知等は、複数名体制で理解し、毎月の報酬請求に当たっては複数名体制で確認を行って事務誤りのないようにしてください。

- 運営に関する基準資料・報酬の算定に関する基準資料を整備していない事業所が見受けられます。基準を知らずに正しい事業所運営はできません。事業所内に資料を整備して、職員全員が確認できる状況にしておいてください。



# 2 事業者が遵守すべき基準

## ◆ 3 事業者の一般原則等

- 指定基準省令にはそれぞれの事業に応じて遵守すべき一般原則等が示されています。いずれも事業運営にあたって基本となる事項ですので改めてご確認ください。

### ・ 障害福祉サービス

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

# 2 事業者が遵守すべき基準

## ・ 障害者支援施設

(指定障害者支援施設等の一般原則)

- 第3条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
  - 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - 4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
  - 5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。



# 3-1 勤務体制の確保等

## 1 勤務予定表の作成と実績の確認

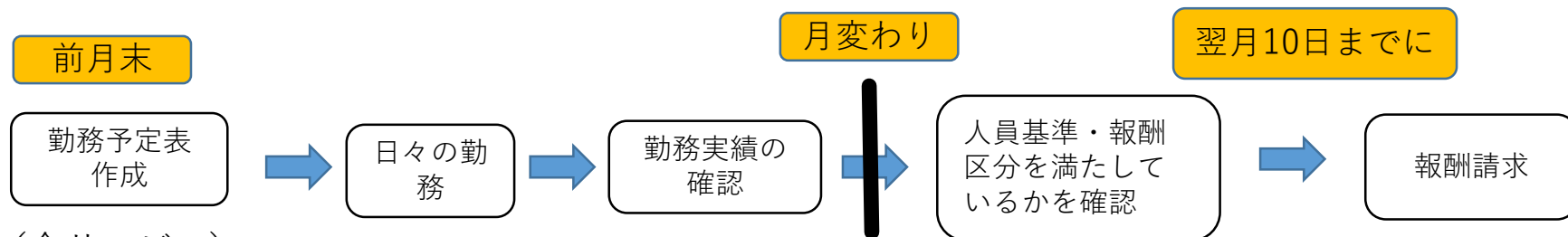
- 運営基準の「勤務体制の確保等」において、月ごとの従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務の状況等を明確にすることとされており、事業所は、毎月の勤務実績をまとめる必要があります。

### ☆理由☆

報酬請求前に実績を整理し①人員基準の違反がないか、②報酬請求の区分に問題ないかを確認する必要があるからです。

- 事業者指導課ホームページ (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000007783.html>) に作成例として「従業者の勤務の体制および勤務形態一覧表」を掲載しておりますので、必要に応じて活用してください。

### 【報酬請求までのルーティーン】



- 人員基準（全サービス）
  - 人員配置体制（生活介護、就労継続支援、共同生活援助など）
  - 加配加算（常勤看護職員等配置加算・賃金向上達成指導員配置加算・目標工賃達成指導員配置加算）など
- 算定要件を満たしていないのに請求した場合は間違えた請求（不正請求）となります**

## 3 - 2 勤務予定表の実績と確認

### 2 算定要件を満たさないことが判明した場合

- 算定要件を満たさない場合は届出どおりの区分でなく、あくまでも**実績に見合った区分で請求する必要があります。**
- 速やかに加算の変更届を提出してください。※届出をすぐ提出できない状況があれば、個別に相談してください。

#### 例) 通所の送迎加算

- 区分Ⅰで届出していたが、送迎の平均が10人を下回ってしまった。  
→Ⅱで請求し、体制届も速やかに提出（区分の相違で国保連審査でエラーが発生します。）

#### 例) 共同生活援助の夜間支援体制加算

① 7人の共同生活住居において、前年度の平均利用者数が6人だったが、その日の実際の入居者数の人数3人だったため、夜間支援対象利用者数が3人で請求していた。

→請求を夜間支援対象利用者数が6人で請求する。夜間支援対象利用者数は前年度の平均利用者数の人数に応じて、算定するため、その日の実際の入居者数や支援を要する入居者の人数で変わらない。

② 夜間支援対象利用者が10で、夜間支援員を毎晩2名配置し、夜間支援員1人が5人を担当するという内容で届出したが、一月30日のうち、1名のみ配置した日が10日あった。

→夜間支援員が1名のみ10日分の請求は、対象利用者5名の区分ではなく、対象利用者10名の区分で請求し、残りの20日は届出どおりの区分で請求する。

# 3 - 3 常勤換算の考え方

## 【基本事項】

- 常勤の勤務時間は会社の就業規則によって決まります。
- 例) “一日8時間労働週2日休み”の規則であれば、常勤は週40時間勤務
- **注①週40時間を下回る勤務時間の職員は、制度上、「非常勤」とみなされる。**
- **注②会社として週40時間勤務であっても、事業所間で兼務をしている場合、制度上、事業所の従業者としては「非常勤」とみなされる。**
- (同一の場所であっても、放課後等デイサービス等の別事業と兼務している場合は、勤務時間からその分除く必要があります。)
- 例：週40時間、うち、一日2時間は放課後等デイサービスの職員として勤務していれば、週30時間の非常勤職員としてみなします

## 【常勤換算について】

- 常勤の勤務時間は、実際の月の暦によって異なり、非常勤職員も常勤の勤務時間をもとに常勤換算します。
- **総従業者の1週間の勤務延べ時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は32時間を基本とします。)**

※ ただし、「母性健康管理措置」(男女雇用機会均等法)又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」(育児介護休業法)「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って短時間勤務制度等が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。

## 4-1 サービス管理責任者の変更についての注意点

### 1) サービス管理責任者が退職等で不在になったにもかかわらず、岡山市へ不在届を提出していない。

- サービス管理責任者が不在になった場合、10日以内に岡山市へ変更届を提出すること。サービス管理責任者が不在となる場合には、そのことが分かった時点で直ちに岡山市に相談のうえ、一刻も早く後任のサービス管理責任者を配置すること。

### 2) サービス管理責任者の人員欠如減算を算定していない。

- サービス管理責任者が不在となった場合、不在となった翌々月からその不在が解消された月まで、サービス管理責任者の人員欠如減算を算定すること。

例：サービス管理責任者が3月31日で退職し、4月1日から6月30日までの期間不在となり、7月1日に新たなサービス管理責任者が配置された場合、不在となった月の翌々月（6月）から人員基準欠如が解消されるに至った月（7月）の2か月分が欠如減算の対象となります。

### 3) サービス管理責任者が不在にもかかわらず、新規利用者を受け入れ、サービス管理責任者が作成した個別支援計画がない状態でサービスの提供をしている。（個別支援計画未作成減算も算定していない。）

- サービス管理責任者が不在の期間に新規利用者を受け入れることは、サービス管理責任者が作成した個別支援計画のない状態でサービスを提供しているため、基準省令第3条の事業者の一般原則に反する不適切な行為。

## 4 -2 サービス管理責任者の更新について

◆平成31年3月31日までにサービス管理責任者を受講している方は、令和6年3月31日までに更新研修を受講しなければ資格が失効しますのでご注意ください。

◆更新研修を期限までに受講しなかった場合、翌日からはサービス管理責任者として勤務することができません。現にサービス管理責任者として従事していた場合は人員欠如となりますので、受講忘れのないように留意してください。

期限までに更新研修の受講ができなかった場合は実践研修の受講が必要です。(基礎研修の受講は不要です。)

### (注意) 経過措置によるみなし配置について

令和元年度から令和3年度に基礎研修修了者となり、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、サビ児管という。）として従事（みなし配置）している方は、基礎研修修了者となった日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置修了後、実践研修を修了するまでの間はサビ児管として従事することができなくなります。

★例1：令和3年10月24日に基礎研修を修了し、現在サビ児管として従事している場合★  
→サビ児管として従事可能なのは、令和6年10月23日までです。  
→令和6年10月24日以降はサビ児管として従事ができなくなります。実践研修修了後、再度サビ児管として従事することができます。

・**基礎研修修了者**とは、以下①②の両方を修了している者です。

①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

・実践研修を修了するためには、基礎研修修了者となって以後2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験が必要です。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

## 要件①

## 実務経験要件

## 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

## 研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間** サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者 **要件③**

**実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）**  
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり



# 4-4 サービス管理責任者等に関する告示の改正について

事務連絡  
令和5年6月30日

都道府県 障害保健福祉主管部（局）  
市町村 児童福祉主管部（局） 各御中

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

## サービス管理責任者等に関する告示の改正について

日頃よりこども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本日6月30日に改正され、同日適用されたところですが、改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

記

### 1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としてありますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

### 2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について【別添3・4】

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由（※）による措置（1年間）に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とします。

- ・実務経験要件を満たしていること
- ・サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

### 3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

#### ① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

#### ② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

#### 4 その他

##### （1）更新研修の受講に必要な実務経験の期間の算定方法について

更新研修を受講するための実務経験等の期間の算定方法については、従前お示していなかったところですが、運用の統一化を図るため、以下のとおりお示いたしますので、ご了承くださいませよう願います。

・更新研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことをその趣旨のひとつとしていることから、研修の受講にあたって実務経験を求めているものです。必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合についても受講を認めて差しつかえありません。なお、日数の下限については具体的に定めませんが、上記趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断していただきますようお願いいたします。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。

# 4 - 4 サービス管理責任者等に関する告示の改正について

・サービス管理責任者等として従事するための実務経験や、基礎研修・実践研修を受講するための実務経験については、実務の積み重ねを求めるものであることから、従前示されているとおり、1年につき180日の勤務（時間は問わない）を求めており、当該日数については通年で算定することが可能です。なお、相談支援専門員として従事するための実務経験、主任相談支援専門員研修を受講するための実務経験についても同様の考え方であることを申し添えます。

例：5年間の実務経験を要する場合、5年以上かつ900日（180日×5年）の勤務があれば要件を満たすものとする。

（2）期限までに更新研修が修了できなかった場合の取扱いについて

期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修受講のための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能ですので、ご留意ください（基礎研修の再受講は不要）。

（注）令和6年3月31日までは平成30年度以前からサービス管理責任者等である者について、初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

（3）サービス管理責任者等の研修の実施等について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の所在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいているところです。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、各都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、受講が必要な者が研修を受講できるよう研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いいたします。また、今回の告示改正を契機に、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、地域の実情により、希望者全員が研修を受講できない場合であっても、指定担当部局や指導監査担当部局（管内市町村が担当している場合、管内市町村を含む。）とも十分に連携しつつ、真に研修の受講が必要な者が研修を受講できないことがないように、必要な対応をお願いいたします。

また、研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和5年度末までに初回の更新研修を受講する必要がありますので、都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、令和5年度末までに受講が必要な者について更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、計画的かつ確実な研修実施をお願いいたします。

## 【厚生労働省】令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

### 1. 実務経験（OJT）について

（OJT期間が「6月以上」とすることができる要件について）

**問1** 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

（答） 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。

イ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。

ウ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記と同様）に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJTとして行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

# 4 - 4 サービス管理責任者等に関する告示の改正について

ID:7717 【厚生労働省】【こども家庭庁】令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

<問1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

**問2** 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験(OJT)ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験(OJT)が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

**問3** 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。もっとも、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問1：要件②に関して>

(OJTの業務の具体的内容について)

**問4** 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

A 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等参照)

B アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等参照)

C 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照)

※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

D 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照)

E 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照)

(OJTの業務の頻度等について)

**問5** 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

# 4 - 4 サービス管理責任者等に関する告示の改正について

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合

利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

## 個別支援計画作成業務従事届出書

様式第4号 変更届出書

付表

経歴書

実務経験証明書

資格を確認する書類

相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了書の写し

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了証の写し

就任する月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(職種欄に計画作成従事業務に従事することが分かるように記載)

就任する月の組織体制図

**個別支援計画作成業務従事届出書** 下記のいずれか

ID:7783 参考様式 11-2 基礎研修修了者を2人目以降として配置する場合

ID:7783 参考様式 11-2 基礎研修修了者を生活支援員等として配置し計画作成業務に従事させる場合

必要書類

\* サービス管理責任者の変更届の添付書類は、就任承諾書も必要です。

### （個別支援計画の作成）

第60条 事業所の管理者は、サービス管理責任者にサービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

基礎研修修了者に行わせることができる業務は（第2項から第5項）です。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 **アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。**
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（**利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。**）を開催し、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに**、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び**指定特定相談支援事業者等**に交付しなければならない。
- 9 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。
- 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に利用者面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

## （個別支援計画の作成）

第26条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

基礎研修修了者に行わせることができる業務は（第2項から第5項）です。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。**この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。**
- 3 **アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。**
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（**利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）**）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに**、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者**及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者**に交付しなければならない。
- 9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

# 5 個別支援計画の作成（入所系）

## （個別支援計画の作成）

- 1 0 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 1 1 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

## （地域移行等意向確認担当者）

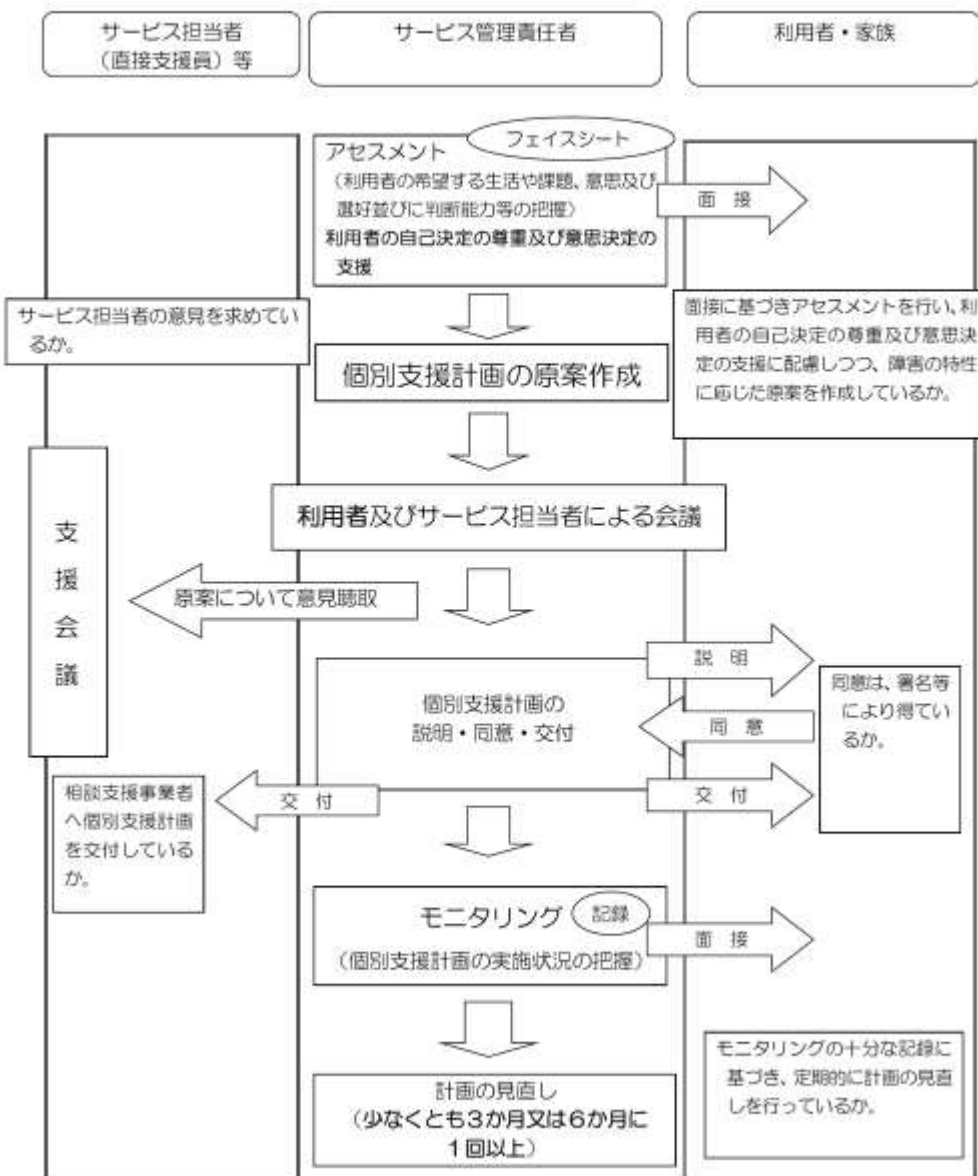
（地域移行等意向確認担当者の選任等）

- 第27条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
  - 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

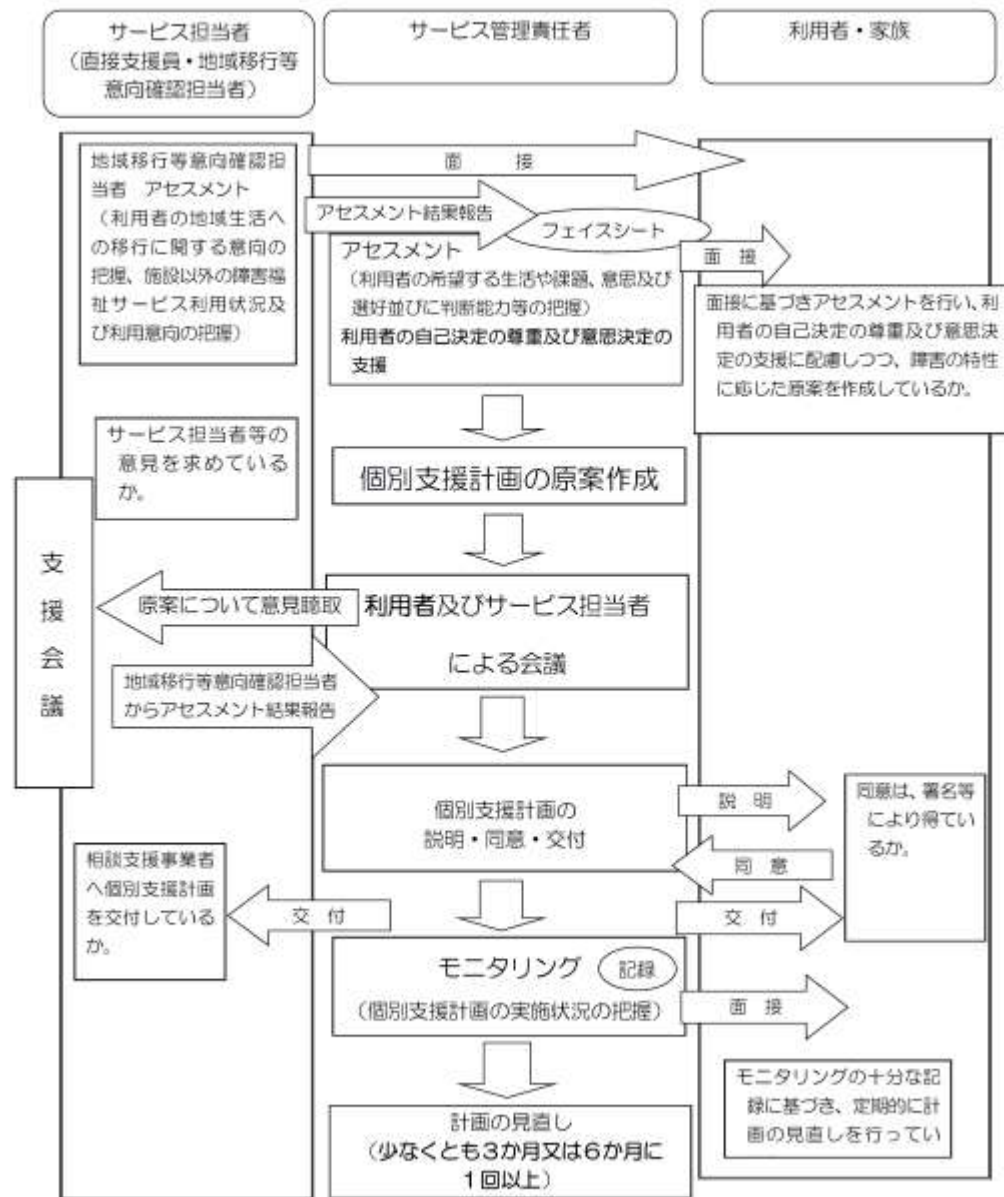
### （経過措置）

令和8年3月31日までの間、第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

個別支援計画の作成について（個別支援計画作成手順）※通所・居住系



個別支援計画の作成について（個別支援計画作成手順）※施設入所支援





## 6 事業所の廃止・休止に係る届出について

◆ 事業所を廃止・休止する際には、事業の廃止・休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないとされています。（障害者総合支援法第43条第4項）

### ◆ 事前相談について

- ①廃止・休止に係る届出書を提出する前に、十分な時間的余裕をもって、事業者指導課へ事前相談をおこなってください。事前相談は事業者と対面のうえ、相談を行うことを基本としています。代表者や管理者等、事業内容を把握し、決定権限を持つ方が来課してください。
- ②利用者及び家族への丁寧な説明、事業所廃止以後も利用者が希望するサービス提供を継続的に受けられるような便宜提供義務があります。
- ③他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整を行ってください。

# 6 事業所の廃止・休止に係る届出について

事務連絡  
平成29年7月28日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課監査指導室  
障害保健福祉部障害福祉課

## 指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第43条第4項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等を下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 法第43条第4項の事業者責務の徹底について

法第42条第3項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第43条第4項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、改めて指定障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の周知・徹底をお願いする。

#### 2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させるようにすること。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第49条第4項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第49条第5項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第42条第3項に違反するものとして、法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

また、あわせて法第51条の3第1項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る届出先が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

#### 3 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者の取扱い

仮に指定障害福祉サービス事業者が法43条第4項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県、指定都市又は中核市は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。都道府県、指定都市、中核市、関係機関や関係団体が協力してもなお、受入先の調整が整わない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等により「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、指定障害福祉サービス事業者に、定員を超過しての受入れも要請し、定員を超過しての受入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとして差し支えない。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

### 1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

#### (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

#### (2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

#### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】＞ 500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
  - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合
- ※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。
- ※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

＜緊急時受入加算【新設】＞

100単位/日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

## 《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

## 4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

### ① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適應するための初期のアセスメント等

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙1）参照

### ② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

## 《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（Ⅰ）

1000単位/回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ）

500単位/日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

### (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）

51単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）

41単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

(6) **意思決定支援の推進**【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(7) **本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(8) **障害者虐待防止の推進**【全サービス】

① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

② 指定基準の解釈通知において、  
・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、  
・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

## ＜虐待防止措置未実施減算【新設】＞

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(9) **身体拘束等の適正化の推進**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

## ＜身体拘束廃止未実施減算の見直し＞

【現行】

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

【見直し後】

（施設・居住系サービス）※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

（訪問・通所系サービス）※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(10) **個別支援計画の共有**【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(11) **高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価**

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

## ＜高次脳機能障害支援体制加算【新設】＞

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

- 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) 30単位/日  
高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》 41単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## (12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

## (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等(介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。)の管理者又は従業者と兼務で

きることをとする。

- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
- また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

## (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることをとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。  
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算  
(対象サービス:療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 所定単位数の1%を減算  
(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

### 《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

### 《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月

以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- (3) 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

### 《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位/日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

## (16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

## 《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

## 《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

## (17) 地域区分の見直し【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

## (18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

### 《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]	[見直し後]
基準費用額	54,000円	→ 55,500円

## (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

### 《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日

#### [現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

#### [見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

## (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労



# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

## ＜送迎加算の対象拡充＞

### [現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

### [見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 3 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

#### ② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

#### ③ 延長支援加算の見直し

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

## ＜延長支援加算の見直し＞

### [現 行]

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 延長時間1時間未満の場合 | 61単位/日 |
| (2) 延長時間1時間以上の場合 | 92単位/日 |

### [見直し後]

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合  | 100単位/日 |
| (2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合 | 200単位/日 |
| (3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合 | 300単位/日 |
| (4) 所要時間12時間以上          | 400単位/日 |

#### ④ 常勤看護職員等配置加算の拡充

- 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

## ＜常勤看護職員等配置加算の見直し＞

### [現 行]

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| イ 常勤看護職員等配置加算（I）    |        |
| (1) 利用定員が20人以下      | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日  |

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

(5) 利用定員が81人以上	6単位/日
□ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日
ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
(5) 利用定員が81人以上	18単位/日
[見直し後]	
利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員 の数を乗じて得た単位数を加算する。	
(1) 利用定員が5人以下	32単位/日
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位/日
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位/日
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位/日
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位/日
(6) 利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7) 利用定員が51人以上60人以下	11単位/日
(8) 利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9) 利用定員が71人以上80人以下	8単位/日
(10) 利用定員が81人以上	6単位/日

## ⑤ 人員配置体制加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

### 《人員配置体制加算の見直し》

#### [現 行]

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	

(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
[見直し後]	
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	321単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	263単位/日
(3) 利用定員が61人以上	245単位/日
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
※人員配置体制加算(Ⅰ)は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置 人員配置体制加算(Ⅱ)は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置 人員配置体制加算(Ⅲ)は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置 人員配置体制加算(Ⅳ)は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置	

## ⑥ 入浴支援加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

### 《入浴支援加算【新設】》

80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

## ⑦ 喀痰吸引等実施加算の創設

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

- ・ 医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

## 《喀痰吸引等実施加算【新設】》

30単位/日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## ⑧ リハビリテーション職の配置基準

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)

## 《人員基準の見直し》

### 【現行】

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

### 【見直し後】

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

## ⑨ リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- ・ リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

## 《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

### 【現行】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

### 【見直し後】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実

施計画を作成すること。

## ⑩ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

- ・ 生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

## 《栄養スクリーニング加算【新設】》

5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

## 《栄養改善加算【新設】》

200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

## ⑪ 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- ・ 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)との併給を可能とする。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## (3) 短期入所

### ① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- ・ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

#### 《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

##### [現 行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

##### [見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

#### 《緊急短期入所受入加算の見直し》

##### [現 行]

イ 緊急短期入所受入加算 (I)	180単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	270単位/日

##### [見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算 (I)	270単位/日
ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	500単位/日

### ② 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

- ・ 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

#### 《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

#### ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費 (I) (障害者向け)

(一) 区分6	1,107単位/日
(二) 区分5	977単位/日
(三) 区分4	846単位/日
(四) 区分3	784単位/日
(五) 区分1及び区分2	715単位/日

#### ・ 福祉型強化特定短期入所サービス費 (II) (障害児向け)

(一) 区分3	977単位/日
(二) 区分2	816単位/日
(三) 区分1	715単位/日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

### ③ 医療的ケア児者の受入体制の拡充

- ・ 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

#### 《医療的ケア対応支援加算【新設】》

120単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

#### 《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》

30単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

### ④ 医療型短期入所における受入支援の強化

- ・ 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

#### 《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 1,000単位/日  
ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） 500単位/日

※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

## ⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

### 《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

## 施設系・居住支援系サービス

### (1) 施設入所支援

#### ① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

#### ② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- ・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
  - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
  - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

### 《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

### 《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
  - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

## 《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- 地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。(令和8年度から減算を実施。)

## 《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》 60単位/日

- 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

### ③ 地域移行の実績の評価

- 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

## 《地域移行支援体制加算【新設】》

### イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	15単位/日
(2) 区分5	13単位/日
(3) 区分4	11単位/日
(4) 区分3	8単位/日
(5) 区分2以下	6単位/日

### ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1) 区分6	9単位/日
(2) 区分5	7単位/日
(3) 区分4	6単位/日
(4) 区分3	5単位/日
(5) 区分2以下	4単位/日

### ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1) 区分6	7単位/日
(2) 区分5	6単位/日
(3) 区分4	5単位/日
(4) 区分3	4単位/日
(5) 区分2以下	3単位/日

### ニ 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位/日
(2) 区分5	4単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	3単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

### ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

### ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	2単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

### ④ 夜間看護体制加算の拡充

- 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

## 《夜間看護体制加算の見直し》 60単位/日

### [現行]

- 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

### [見直し後]

- 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

## ⑤ 通院支援に対する評価の創設

- 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

### 《通院支援加算【新設】》

17単位/回

- 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

## ⑥ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- 見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

### 《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

#### [現 行]

- 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤2人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤3人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

#### [見直し後]

- 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤1.9人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤2.9人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合

夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

## (2) 共同生活援助

### ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

### 《自立生活支援加算の拡充》

#### [現 行]

自立生活支援加算 500単位/回

#### [見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位/月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位/回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

① 利用期間が3年以内の場合	80単位/日
② 利用期間が3年を超えて4年以内の場合	72単位/日
③ 利用期間が4年を超えて5年以内の場合	56単位/日
④ 利用期間が5年を超える場合	40単位/日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

## 《退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】》 2,000単位/月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握

を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

## 《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## ② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

## 《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》

[現 行]

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	（世話人の配置4：1以上）
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	（世話人の配置5：1以上）
ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	（世話人の配置6：1以上）
ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）	（体験利用）

[見直し後]

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	（世話人の配置6：1以上）
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	（体験利用）

## 《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》 ※別紙2参照

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）



# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

## ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

## 《日中支援加算（Ⅱ）の見直し》

### 日中支援加算（Ⅱ）

- (1) 日中支援対象利用者が1人の場合
  - (一) 区分4から区分6まで 539単位
  - (二) 区分3以下 270単位
- (2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合
  - (一) 区分4から区分6まで 270単位
  - (二) 区分3以下 135単位

### [現 行]

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

### [見直し後]

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## ③ 支援の質の確保

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関

係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

## 《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

## ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

## 《個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し》 ※別紙1参照

### [現 行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

### [見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

## (3) 自立生活援助

### ① 対象者の明確化

- ・ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

できる対象者を明確化する（地域定着支援も同様。）。

## 《対象者の見直し》

### [現 行]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

### [見直し後]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

## ② 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

- ・ 利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する集中支援加算を新設する。
- ・ 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

## 《集中支援加算【新設】》

集中支援加算 500単位/月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 《自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】》

自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月

指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

## 《定期的な訪問等による支援方法の見直し》

### [現 行]

指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、必要な援助を行わなければならない。

### [見直し後]

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

## ③ 人員配置基準の弾力化

- ・ 併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- ・ サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。

## 《相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】》

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

## 《従業者の員数の見直し》

### [現 行]

サービス管理責任者 30:1

### [見直し後]

サービス管理責任者

ア 常勤である場合 60:1（他の職務との兼務不可）

イ ア以外の場合 30:1

## ④ 実施主体の拡充

- ・ 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

## 5 訓練系サービス

### (1) 自立訓練（機能訓練）

#### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- ・ 標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## ◀リハビリテーション加算の見直し【一部新設】▶

リハビリテーション加算（I） 48単位/日

### 〔現 行〕

次の①から⑤に適合する事業所において、頭髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

### 〔見直し後〕

次の①から⑤に適合する事業所において、頭髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

## ② ピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

## ◀ピアサポート実施加算【新設】▶ 100単位/月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## ③ 支給決定の更新の弾力化

- ・ 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練（生活訓練）も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

## ④ 提供主体の拡充

- ・ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

## ◀通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】▶

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

## ◀病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】▶

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ① 事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者の数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③ 基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

## (2) 自立訓練（生活訓練）

### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（宿泊型自立訓練を除く。）

- ・ 自立訓練（機能訓練）と同様に、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

# 7 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## 《個別計画訓練支援加算の見直し》

### 個別計画訓練支援加算 (I) 47単位/日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標 (SIM) に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

## ② 支援の実態に応じた報酬の見直し (宿泊型自立訓練)

・ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

## 《日中支援加算の見直し》

### 5の2 日中支援加算 270単位/日

#### [現 行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

#### [見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 就労系サービス

### 1) 就労移行支援

#### ① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

・ 運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

## 《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

#### [現 行]

就労移行支援事業所は、20人以上 (離島等においては10人以上) の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

#### [見直し後]

就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

## ② 支援計画会議実施加算の見直し

・ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

## 《支援計画会議実施加算の見直し》

#### [現 行]

### ○ 支援計画会議実施加算 583単位/回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況 (利用者についての継続的な評価を含む。) について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

#### [見直し後]

### ○ 地域連携会議実施加算 (I) 583単位/回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況 (利用者についての継続的な評価を含む。) について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

### ○ 地域連携会議実施加算 (II) 408単位/回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況 (利用者についての継続的な評価を含む。) について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度と